はかりの定期検査

はかりを営業用・証明用に使用している場合（表1）は、2年に1回、市が実施する「定期検査」、または計量士による「代検査」を受けなければなりません。本年度定期検査の対象地域は、市の東部・北部地域です。定期検査を右表の日程（表2）で行いますので、必ず検査を受けてください。なお、家庭用計量器の無料検査も同じ日程で行います。

問い合わせ：安全生活課（☎51・2306）

■表1 検査の対象となる業種

業種	使用区分
商店・スーパーなど	商品の販売
医療機関・薬局・学校など	体重測定、薬の調剤
農業・漁業など	米・野菜・魚介類などの販売
運送業・宅配取次など	荷物の料金算定
工場・事業所	材料購入、製品販売
その他	取引・証明用

■表2 はかりの定期検査
※時間は午前10時～正午、午後1時～3時

とき	ところ	対象校区
6月12日㈭	東部地区市民館	岩西・飯村・つつじが丘
6月13日㈮	二川校区市民館	二川・二川南・谷川
6月17日㈫	牛川校区市民館	牛川・鷹丘
6月19日㈭	新川校区市民館	新川
6月20日㈮		
6月24日㈫	豊岡地区市民館	多米・岩田・豊
6月26日㈭	旭校区市民館	旭・東田
6月27日㈮	石巻地区市民館	石巻・玉川・嵩山・下条西郷・賀茂
7月1日㈫	豊城地区市民館	八町
7月3日㈭	松山校区市民館	松山
7月4日㈮		
7月8日㈫	向山校区市民館	向山
7月10日㈭	松葉校区市民館	松葉・下地・大村
7月11日㈮		

情報ピックアップ

6月4日㈬～10日㈫は「歯と口の健康週間」
予防が一番！むし歯と歯周病

問い合わせ　健康増進課（☎39・9145）

歯を失う主な原因は、むし歯と歯周病です。これらの予防には、毎日の歯みがきが基本ですが、みがいていても「みがけている」とは限りません。「自分に合った丁寧な歯みがき」を心がけ、一生涯自分の歯で食べられるようにしましょう。

■歯みがきのポイント

歯ブラシは、ヘッド（頭の部分）が小さめのもの、柄（え）（持ち手）がまっすぐなもの、歯に当たる面（毛先）が平らなもの、毛束が密集していないものなど使いやすいものを選びましょう。また、歯ブラシは力が入りすぎないように、「ペン」を持つように持ち、以下の点に注意して歯みがきをしましょう。

- 歯ブラシの毛先を歯と歯ぐきに直角に当てるようにみがきましょう
- やさしい力でみがきましょう
- 小刻みに歯ブラシを動かしましょう
- 歯垢（細菌の塊（かたまり））がつきやすい歯と歯の間、歯と歯ぐきの境目、かみ合わせの溝に毛先が届くように意識してみがきましょう

正しい歯ブラシの持ち方

■歯ブラシの交換時期

「歯ブラシの毛先が広がってきたり、柄からはみ出してきたら交換」が基本です。しかし、長期間同じ歯ブラシを使用していると、毛の弾力がなくなり、汚れを落とす効果が低くなります。また、一見きれいに見える歯ブラシも雑菌が繁殖し、不衛生であるかもしれません。月1本（目安）の交換を心がけましょう。

■定期健診を受けましょう

自分で自分の「歯と歯ぐきの健康」を守ることも大切ですが、歯科医師によるケアも重要です。年1回、かかりつけの歯科医院でチェックを受けましょう。

日本歯科医師会PRキャラクター
「よ坊さん」

情報ピックアップ

市議会役員が決まりました

坂柳泰光 副議長

藤原孝夫 議長

前田浩伸 監査委員

豊田一雄 監査委員

機械式立体駐車場での事故にご注意ください

全国の機械式立体駐車場で、利用者自身が操作する際に機械に挟まれてしまうなどの事故が多発しています。事故を防ぐには、設置者・管理者などの安全性確保も重要ですが、利用者も駐車装置を操作する際は、まず装置の中に人がいないことを確認するなど、十分に注意してください。

問い合わせ: 都市計画課(☎51・2615)

愛知県立豊橋聾(ろう)学校高等部見学説明会

とき: 6月17日㈫午後1時30分～3時20分　**ところ:** 愛知県立豊橋聾学校(草間町字平東)　**対象:** 聴こえやことばに障害のある中学生と保護者　**問い合わせ:** 愛知県立豊橋聾学校高等部(☎45・2049FAX47・7545)

情報ピックアップ

住宅用火災警報器を設置していますか?

問い合わせ 消防本部予防課(☎51・3115)

■設置の義務

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化され、今年で7年目になりました。豊橋市では寝室、階段(2階以上の階に寝室がある場合)および台所に設置が必要です。ただし、共同住宅などで消防法令に適合する自動火災報知設備などがすでに設置されている場合は、設置が免除されます。

■寝室への設置をお願いします

豊橋市では、平成25年の1年間における火災による死者は6人(うち住宅火災による死者は4人)でした。住宅火災は夜中や朝方の就寝時に発生し、住宅火災で亡くなった方はすべて60歳以上の方で、逃げ遅れが原因でした。同時に、住宅用火災警報器の設置状況を調査したところ、設置していた住宅は、4件中1件のみでした。大切な命や財産を守るために、寝室にも住宅用火災警報器を設置しましょう。

■購入場所

電化製品販売店、消防防災設備取扱店などで購入できます。購入の目安として下記のマークがついているものを選びましょう。また、高齢者や障害者を対象にした支援制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■設置場所(寝室・階段・台所)

※取付方法などの詳細については、購入した器具の取扱説明書を確認してください

■電池切れにご注意ください

住宅用火災警報器は電池が切れると作動しなくなります。定期的に点検ボタンを押すなどして作動確認を行いましょう。また、メーカーや機種により違いがありますが、電池が切れる前や故障時に「ピッ」という音が鳴りますので、音が聞こえたら取扱説明書を見るか製造メーカーに相談しましょう。

鑑定マーク

検定マーク

悪質な訪問販売などに十分ご注意ください

市職員や消防職員のふりをして、強引に住宅用火災警報器を高額で販売するケースがあります。市役所や消防署の職員が販売することはありません。また、業者による点検の必要はありません。取扱説明書で点検方法をよく確認して、自ら点検を行う習慣をつけましょう。